(通則)

第1条 専攻科の生徒への奨学のための給付金(以下「給付金」という。)の支給に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)の取扱いについて(令和2年4月7日付け文部科学省初等中等教育局長通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は国公立高等学校及び国公立中等教育学校の後期課程に設置される専攻科の生徒等(以下「専攻科生」という。)の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下「保護者等」という。)に対し、予算の範囲内において給付金を支給し、国公立高等学校等の専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

## (支給対象世帯及び給付額)

- 第3条 別記1 (1) に定める保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯及び家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯で、別記1 (2) に定める範囲の支給対象の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費として年額48,500円を支給する。7月より前に家計が急変し、通常の給付金に係る期日までに申請のあった世帯には、年額を支給する。7月以降に家計が急変した世帯には、年額に申請翌月以降の月数を乗じて12で除した額を支給する。(端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。)
- 2 新入生に対し、4月から6月分に相当する額を早期に給付することができるものとする。4月より前に家計が急変し、4月から6月相当分の給付金に係る期日までに申請のあった世帯には、前項の給付額に4分の1を乗じた額を支給する。4月以降に家計が急変し、申請のあった世帯には、前項と同様の取り扱いにより支給する。

## (支給の回数)

第4条 給付金の支給は、高等学校等の専攻科に通う一人の生徒につき各年度1回、通算2回(当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回) を上限とする。 (支給の申請)

- 第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、次の 書類を教育委員会に提出するものとする。
- (1) 埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書(様式第1号)
- (2) 別記2に定める証明書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類
- (4) 埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届 (様式第5号)
- (5) 個人対象要件証明書(様式第7号)(埼玉県外の専攻科に通う生徒について、 専攻科の生徒への修学支援事業の補助要件を満たしていることの確認が必要な 場合のみ)
- 2 前項に定める書類は、教育委員会が別途定める日までに提出するものとする。ただ し、やむを得ない理由によりその日までに提出できないと教育委員会が認めた場合 はこの限りではない。

(支給決定の審査)

- 第6条 教育委員会は、前条の申請書類を受理したときは、必要な事項を審査の上、支給する要件に合致しているか別記1(3)に定めるとおり審査し、給付金について支給 又は不支給の決定を行うものとする。
- 2 教育委員会は、前項の支給又は不支給についてその旨を当該申請者に支給決定通知書(様式第2号)又は不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(支給決定の取消等)

- 第7条 教育委員会は、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合には、給付金の支給の決定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。なお、その場合にはその旨を当該受給者に支給決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
  - (1) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合
  - (2) その他支給することが適当でないと教育委員会が認めた場合

(支給の方法)

第8条 給付金は、原則として第6条の規定による支給決定を受けた者に対して教育委員会が定める期日に、埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届(様式第5号)で指定する口座に支給するものとする。

(代理受領)

第9条 保護者等が学校へ納入すべき授業料以外の教育費に未納がある場合、学校長は、保護者等からの委任状(様式第6号)の提出により、給付金を未納分の学校へ納入すべき授業料以外の教育費に充てることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。